

「(仮称) 花火伝統文化継承資料館」ホームページ制作業務委託
契約に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、「(仮称) 花火伝統文化継承資料館」ホームページを制作するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な評価により受託業者を特定するため、必要な事項を定めるものである。

2 プロポーザル方式等の名称

公募型プロポーザル方式

3 業務の概要

(1) 業務の名称

「(仮称) 花火伝統文化継承資料館」ホームページ制作業務委託

(2) 業務の目的

大仙市花火産業構想では「花火の文化的価値を高め、継承し、広く示す拠点づくり」を施策の一つに掲げており、花火の伝統文化を将来にわたる地域資源として磨き上げていく拠点として、平成30年8月の開館に向けて今年6月から「(仮称) 花火伝統文化継承資料館」の建設を進めている。

本業務は、本資料館の常設展示及び企画展示の内容、市内の回遊を促す周辺地図、デジタル化した花火資料の照会や、全国の花火大会や花火資料館の検索機能を備え、多言語に対応したホームページを構築することで、「花火のまち 大仙市」と当資料館を広く周知し、観光誘客に結び付ける取り組みを行うものである。

(3) 業務の内容

別添「(仮称) 花火伝統文化継承資料館」ホームページ制作業務委託仕様書（以下「仕様書」）のとおり

(4) 履行期間

契約締結の翌日から平成30年3月23日まで

(5) 業務の規模又は概算事業費

委託費用は、3,394千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

なお、この金額を上回る金額で見積りを行ったときは、失格とする。

(6) その他

成果品の著作権は、本市に帰属する。

4 担当部局

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市企画部総合政策課 担当：長谷川

電話：0187-63-1111 内線277

FAX：0187-63-1119

E-mail：yu-hasegawa06@city.daisen.akita.jp

5 参加者に要求される資格要件

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 本プロポーザルへの参加から契約の履行完了まで、一貫して信義に従い誠実に対応できること。
- (2) 単体の事業体であること。
- (3) 参加時点において、大仙市入札契約資格等審査実施要綱に規定する入札参加有資格者名簿に登録されている者^(※)であって、次の事項全てに該当する者であること。
 - ①秋田県内に本社、又は本社から契約権限の委任を受けた支社(店)、営業所等を有すること。
 - ②国、秋田県及び本市における指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(※) (3) について、本市では入札参加資格審査申請(物品・役務の提供)を随時受け付けています。本業務へ参加を予定される場合、「4 担当部局」へご相談ください。

6 参加表明書等の提出等

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を1部提出すること。

- ①参加表明書 (様式1)
- ②会社概要 (様式2)
- ③業務実績表 (様式3)
- ④業務実施体制 (様式4)

(2) 参加表明についての質問及び回答方法

- ①質問の方法 質問書(様式5)を使用し、「4 担当部局」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話により受信確認をしてください。
- ②質問の受付期限 平成29年10月3日(火)午後5時
- ③回答の方法 平成29年10月6日(金)午後5時までに質問者に電子メールにて回答するとともに、本市ホームページに掲載する。質問者の名称等については公表しない。なお、質問及び回答の内容は、仕様書の追記事項として取り扱う。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

- ①提出期限 平成29年10月11日(水)午後5時
- ②提出場所 大仙市企画部総合政策課
- ③提出方法 持参または郵送(提出期限までに到着するものに限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること)

(4) 募集説明会

本業務に関する募集説明会は、行わない。

7 企画提案書等の提出依頼

参加表明書等の書類審査後、第一次審査の結果及び企画提案書等の提出依頼について、平成29年10月13日（金）に通知する。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

提出書類

(1) 企画提案書（任意様式）

仕様書の目的・業務内容等を踏まえ、A4判10枚以内（表紙を含む、両面印刷可）で以下について記載すること。なお、審査に公平を期すため、社名及び社名を連想させるロゴ等を記載しないこと。

- ①業務実施内容
- ②業務工程表
- ③業務推進体制

(2) 提案見積書及び見積内訳書（任意様式）

企画提案書と別冊とし、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。

提出部数 15部
提出場所 参加表明書の提出場所に同じ
提出方法 参加表明書の提出方法に同じ
提出期限 平成29年11月1日（水）午後5時

9 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書を提出した者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとし、これに係るヒアリングを実施する。

実施日 平成29年11月9日（木）午後
開始時刻 後日通知する。
実施場所 大仙市役所3階 第1委員会室
所要時間 備品の設置10分以内、プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度、退室5分以内
出席者 5名以内
備品 備品（PC、プロジェクター及びスクリーン等）は、原則として提案者が用意すること。事務局が用意する備品の使用も可能とするが、使用を希望する場合は事務局に事前にその旨を連絡すること。
その他 ヒアリングは非公開で実施する（事務局職員は例外とする）。当日に追加資料を配付することは認めない。審査に公平を期すため、社名を明らかにしない方法でプレゼンテーション・質疑応答を行うこと。

10 審査方法及び評価基準

(1) 選考方法

①第一次審査

参加表明書提出時の書類審査を行い、第一次審査の結果は、参加表明者すべてにFAXまたはE-mailにて通知する。

②第二次審査

企画提案書等による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。審査後、採否の結果を書面により通知する。

(2) 審査方法

企画提案書等による書類審査に加えて、プレゼンテーションの結果を加味し、「(仮称)花火伝統文化継承資料館」ホームページ制作業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」)の審査により特定する。なお、評価が一定の水準に達しない場合は受託候補者に選定しない。

(3) 評価基準

①第一次審査

提出された参加表明書等により、業務を請け負う本社又は支社(店)、営業所等の所在地、同種業務の実績、業務実施体制等を評価する。

②第二次審査

「別表1 評価基準(第二次審査)」のとおりとする。

11 日程

プロポーザル実施の公告	平成29年 9月27日(水)
質問の受付期限	平成29年10月 3日(火)
質問への回答	平成29年10月 6日(金)
参加表明書の受付期限	平成29年10月11日(水)
一次審査の結果通知及び提案書の提出依頼	平成29年10月13日(金)
企画提案書の受付期限	平成29年11月 1日(水)
ヒアリング及び選定委員会	平成29年11月 9日(木)
受託予定者の特定	平成29年11月10日(金)
契約締結及び作業開始	平成29年11月中旬

12 契約について

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が調い次第、随意契約の手続きを行うものとする。その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

なお、協議が整わないときは、次位の企画提案書の提案者と協議する場合がある。

- (1) 契約保証金 契約保証金は免除する。
- (2) 契約書作成の要否 契約書を作成する。
- (3) 支払条件 検収に合格すること。

13 参加表明書及び企画提案書の無効

次の事項に該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 仕様を満たしていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。

14 その他の事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しないとともに、受託候補者の特定作業及び企画提案書の評価の目的以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定作業を行う必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) プロポーザルの結果、特定された者を公表する。また、提出された技術提案書は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。
- (6) 本業務の主たる業務は、これを再委託してはならない。また、業務の一部を他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けることとする。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、大仙市プロポーザル方式等実施要綱（平成24年4月1日施行）による。

別表1 評価基準（第二次審査）

評価項目		評価点				
		優	良	可	不良	不可
I ホームページ設計及びデザイン（配分：80点）						
I-1	「（仮称）花火伝統文化継承資料館」のコンセプトを十分に理解したデザインとなっているか	20点	15点	10点	5点	0点
I-2	本市や資料館へ実際に訪れたいくなるような工夫や、市内の回遊を促すような工夫がされているか	20点	15点	10点	5点	0点
I-3	利用者の見やすさ、使いやすさが考慮された設計及びデザインとなっているか	20点	15点	10点	5点	0点
I-4	スマートフォン用サイトは、利用者の視点に立ち、必要な情報が得やすく操作性の高いものになっているか	20点	15点	10点	5点	0点
II ウェブアクセシビリティ（配分：30点）						
II-1	利用者が短時間で目的のページへ到達できる内容となっているか	10点	8点	5点	3点	0点
II-2	文字情報のみに頼らず、多言語の利用者が見て楽しめる、世界へ向けた情報発信の工夫がされているか	20点	15点	10点	5点	0点
III 事業者の熱意・企画力（配分：40点）						
III-1	本業務への熱意があり、本市と資料館を盛り上げていこうとする姿勢が感じられるか	20点	15点	10点	5点	0点
III-2	仕様書で要求する項目以外にも、本市への誘客に資する効果的な提案を行っているか	20点	15点	10点	5点	0点
IV 事業者の適格性・経費妥当性等（配分：50点）						
IV-1	類似業務の実績、適切な実施体制を有しており、信頼性の高いものであるか	20点	15点	10点	5点	0点
IV-2	導入後の保守運用・障害時対応が充実しているか、及び職員が情報の更新を容易に行えるものであるか	20点	15点	10点	5点	0点
IV-3	経費内訳が明確に示され、かつ妥当な積算となっているか	10点	8点	5点	3点	0点
合計		200点（満点）				